

幼保連携型認定こども園あすか保育園 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る保育料

園に対し、支給認定を受けた市町村（堺市）が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する利用者負担金など

月々における利用者負担額

項目	負担を求める理由及び目的	金額(月額)
主食費 (3・4・5歳児)	主食代(月～金曜日)	2,000円
副食費 (3・4・5歳児)	副食代(月～金曜日)	4,900円
特別指導料(3・4・5歳児)	体育指導	700円
絵本代(2・3・4・5歳児)	家庭内持ち帰り絵本	450円程度
貸布団代 (5歳児以外)	午睡のため	1,300円
保育生活用品一部協力費 (全クラス)	保育生活用品を購入するための費用 における一部負担	500円
設備管理一部協力費 (全クラス)	設備の維持管理を行うための費用に おける一部負担	1,000円
紙おむつ処理代(おむつ使用 児)	衛生のため	300円

*主食費・副食費・特別指導料・絵本代は、1号・2号共通です。

※諸事情により利用者負担額が変わることがあります。ご了承ください。

※1ヵ月以上欠席される場合、前月の25日までに申し出ていただきましたら、主食費・保育生活用品一部協力費・紙おむつ処理代は、徴収いたしません。

◎(1),(2)はゆうちょ口座より毎月10日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引き落としとなります。引き落としができない場合は2回目25日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引き落とししますが、100円の手数料がかかります。後日実費で徴収致します。

(3) 用品代等 ※必要に応じて実費徴収致します。

乳児	連絡帳 おつかい袋 カラーキャップ コップ 粘土セット
幼児	出席ノート 連絡帳 おつかい袋 カラーキャップ コップ クレパス
	粘土セット 通園カバン 体操服(夏・冬) トレーナー 防災ずきん
	お道具箱 自由画帳 製作帳 色鉛筆 ネームペン ワーク かきかた鉛筆

(4) 延長保育に係る利用者負担

○2・3号認定

保育短時間の方は7時30分～8時29分と16時31分～19時、

保育標準時間の方は18時31分～19時の利用は延長保育料金が必要となります。

支給認定区分	保護者負担額			
	保育短時間	7:30～8:29		16:31～18:00
8:15～8:29 ¥300		16:31～16:45 ¥300		
8:15から15分前毎 ¥200ずつ加算		16:46から15分後毎 ¥200ずつ加算		
保育標準時間	18:31～18:45		18:46～19:00	
	日額	月額	日額	月額
	¥300	¥3,000	¥500	¥5,000

○1号認定の方で、堺市から預かり保育（新2号認定）が認定されなかった場合

8時30分～8時59分、13時01分～18時の利用は以下の料金が必要となります。

保護者負担額					
8:30～8:59		13:01～16:30		16:31～18:00	
日額	月額	日額	月額	日額	月額
¥500	¥1,000	¥500	¥3,000	¥200ずつ加算	¥1,500

*兄弟利用の場合、第2子より半額 *非課税世帯（AB減免）のお子さまは半額

*延長保育は19時（土曜日は18時30分）までとなっています。

19時01分（土曜日は18時31分）以降は、延長料金が倍額になります。

*1号認定は、土曜保育は行っておりません。

*希望保育日は、延長料金が倍額になります。

◎利用料金は、月末〆、翌月払いとなります。

◎月極めで利用される方は、前納制となります。希望される方は、利用月の前月末までに申し出てください。一旦納付された保護者負担金については、お返しできません。